

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景

少子高齢化社会の到来や長引く経済不況等の社会状況の中で、高齢者や障害者等の生活上の支援を要する人々の状況はますます厳しく、また青少年や中年層においても生活不安や過大なストレスを抱える人が増え、自殺、ホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもり等が新たな社会問題となり、一人ひとりの抱える福祉需用は複雑・多様化しています。

一方、平成2年（1990年）の社会福祉関係八法改正^{*}にはじまる「社会福祉基礎構造改革」^{*}によって、社会福祉の理念は大きく変わりました。「措置」から「契約」、「施設入所」から「在宅」と言われるように、行政が福祉サービスを決定し、また福祉施設の整備拡大に重点を置いてきたこれまでの政策から、利用者の自己決定権を尊重するためサービス利用者と提供者との間に対等な関係を築き、家庭や地域の中で自立した生活が送れるよう支援する政策へと変わりました。例えば、「介護保険事業」や「支援費制度」のように、高齢者または障害者自身がサービス事業者と契約を結ぶことで、在宅においても必要なサービスを利用でき、社会全体で支える仕組みが^{*}つくられました。

しかし、選択可能なサービスの種類が不足している場合や適切なサービスに結びついていない場合もあり、健康や福祉を目的とする多様な事業者の参入を促進し、事業の健全な発達を図るとともに、だれでも必要なときに必要なサービスが受けられる環境づくりが求められています。

また、一人ひとりの抱える複雑・多様な福祉需用に応え、だれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていくためには、福祉サービスの利用だけではなく、健康づくりや生きがいづくり、子育て支援といった様々な場面で、住民等の積極的かつ主体的なかわりを引き出し「地域全体で支える仕組み」を構築する^{*}ことが必要となっています。

このような中、平成12年（2000年）6月の社会福祉法の改正により、「地域における社会福祉の推進」と「福祉サービス利用者の利益の保護」が法的に明確となり、住民の積極的な参加を促進し、地域において総合的なサービスを受けられる体制を整備するため、市町村において「地域福祉計画」^{*}を策定することが示されました。

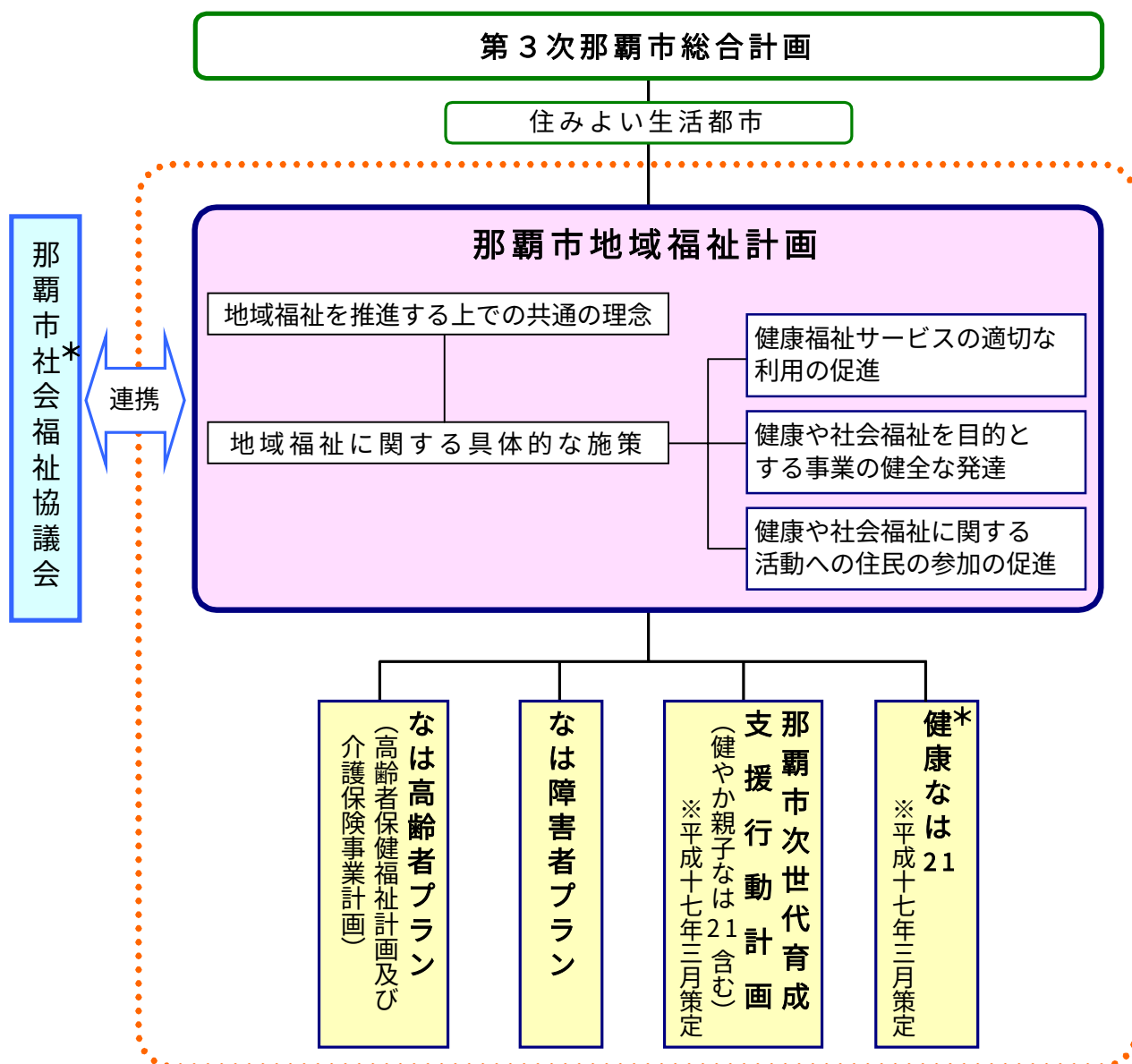
本市においては、「^{*}なは高齢者プラン」、「^{*}なは障害者プラン」、「^{*}新 那覇市子どものゆめづくりみらい21プラン」等の個別計画を策定し、分野別の施策の推進を図ってきましたが、だれもが住み慣れた地域でともに支え合いながら、安心して暮らせる地域社会の実現をめざすため、個別計画を統合化し、共通の理念で結ぶ、新たな計画として社会福祉法に基づく「地域福祉計画」を策定することとしました。

※ 本文中、特に解説を必要とすると思われる用語については*印を付け、資料編3「用語解説」（47ページ以下）で解説しています。

2 計画の位置付け

地域福祉計画は、第3次総合計画（平成10年度～平成19年度）における地域福祉の施策を具体化する計画であり、本市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。また、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

「なは高齢者プラン」、「なは障害者プラン」、「^{*}那覇市次世代育成支援行動計画」等の個別計画は、それぞれ高齢者、障害者、児童・母子といった対象者ごとの保健福祉施策を主な内容としています。これに対し、地域福祉計画は、これらの個別計画の上位に位置付けられ、各個別計画に基づく施策を地域において総合的に推進する上での共通の理念と地域福祉に関する具体的な施策を内容とします。



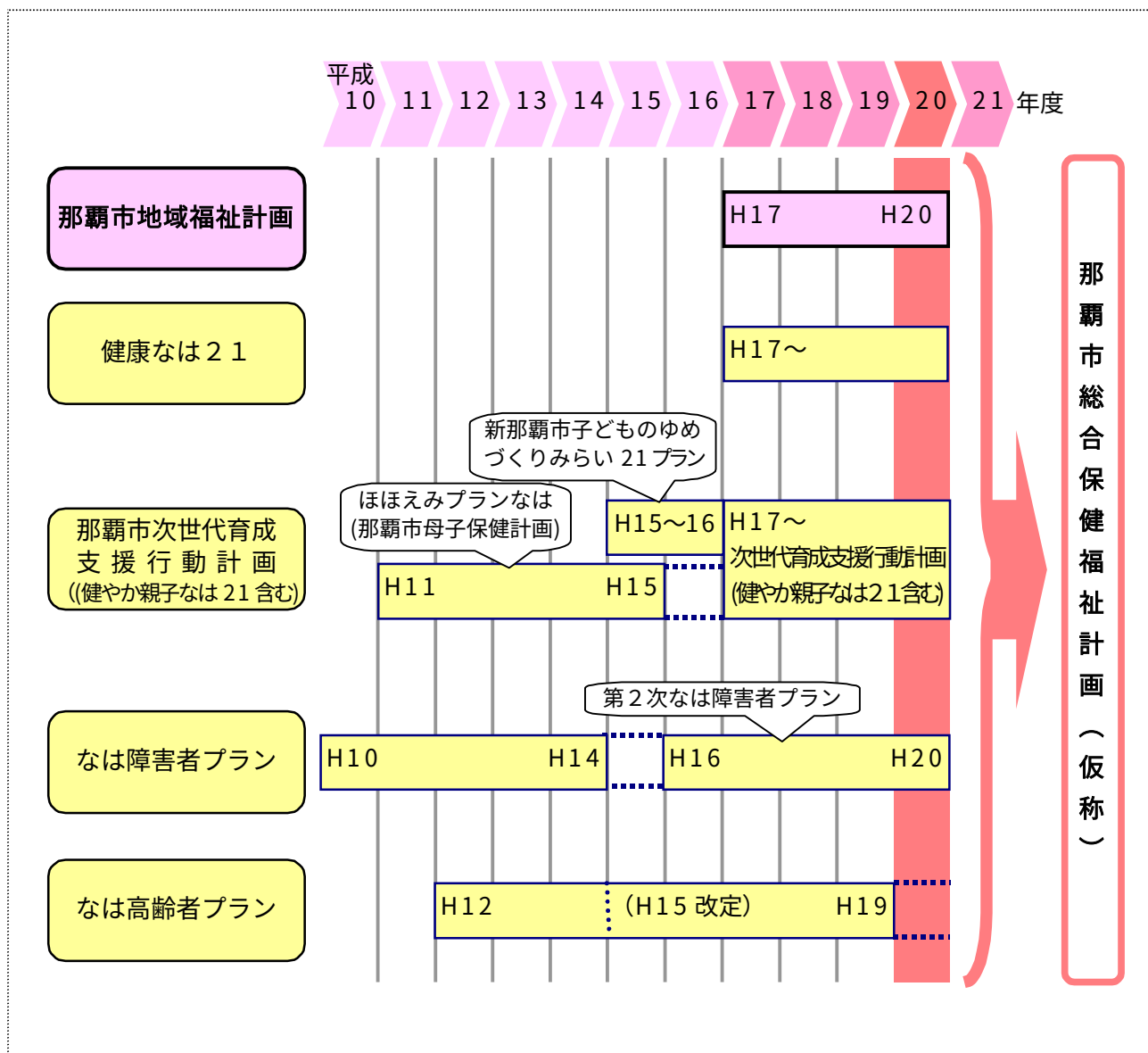
◎ 枠内が平成20年度（2008年度）策定予定の「那覇市総合保健福祉計画（仮称）」（3ページ参照）の範囲です。

◎ 「新 那覇市子どものゆめづくりみらい21プラン」と「ほほえみプランなは（那覇市母子保健計画）」が統合され、「那覇市次世代育成支援行動計画」が策定されます。

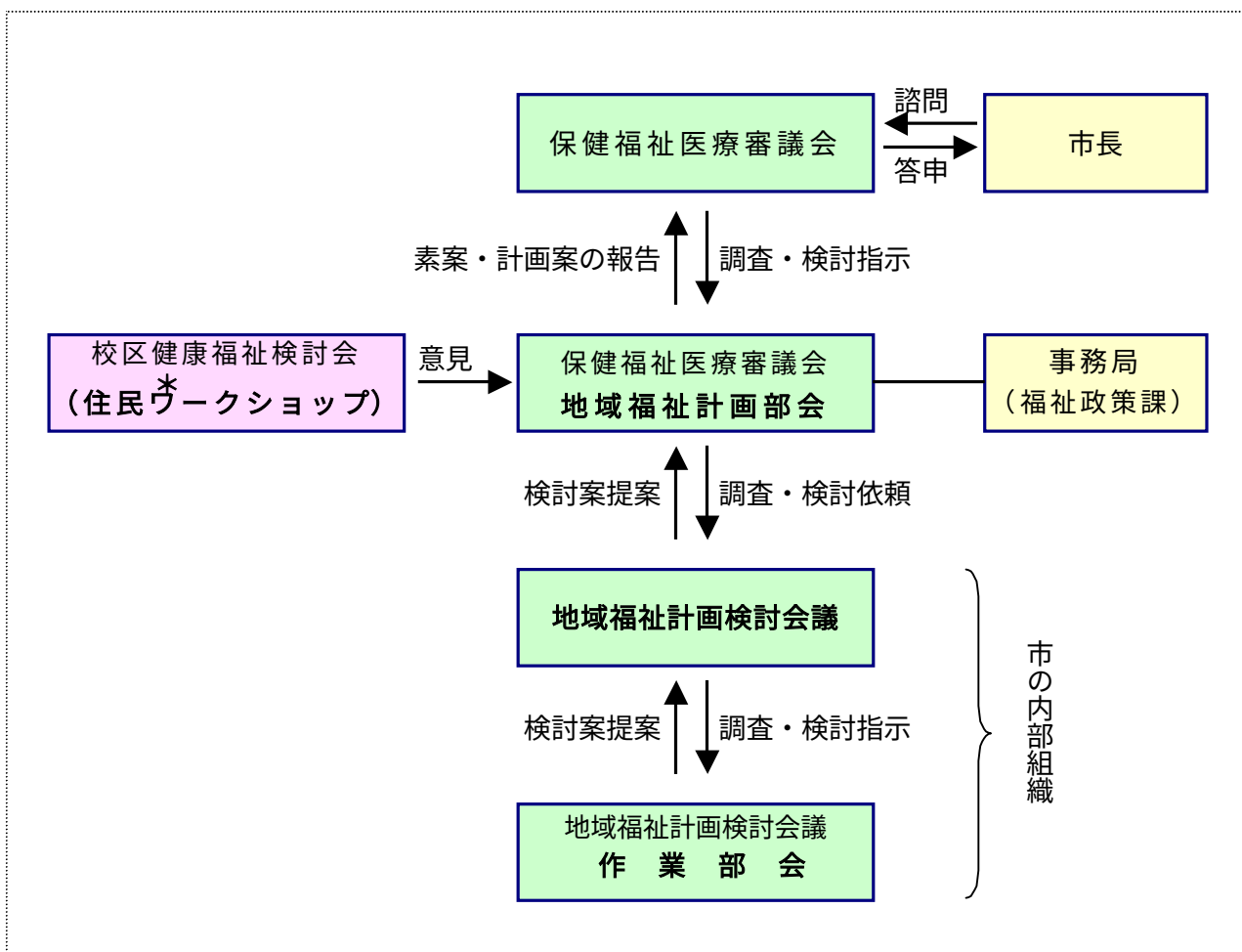
3 計画期間

計画期間は、平成 17 年度（2005 年度）を初年度とした平成 20 年度（2008 年度）までの 4 年間とします。福祉を取り巻く環境の変化が著しいこと、既存の計画との調整が必要であることを勘案し必要に応じて適宜見直すこととします。

なお、平成 20 年度（2008 年度）に個別計画を統合化した「那覇市総合保健福祉計画（仮称）」の策定を検討しています。



4 計画の策定体制



【保健福祉医療審議会 地域福祉計画部会】

保健福祉医療審議会の部会として素案を取りまとめ、審議会に報告しました。

【地域福祉計画検討会議】

健康福祉部及び関係各課の課長級の職員等で構成する本市の内部組織で、地域福祉計画部会の依頼で調査・検討を行い、検討案を部会に提案しました。

【地域福祉計画検討会議作業部会】

健康福祉部及び関係各課の職員等で構成する本市の内部組織で、地域福祉計画検討会議の指示で調査・検討を行いました。

【校区健康福祉検討会】（住民ワークショップ）

計画づくりに住民等の意見を反映させるため、若狭、さつき、大道、石嶺の4つの小学校区をモデル地域に選定し、平成16年（2004年）4月から7月まで毎月1回「住民ワークショップ」を開催しました。